

『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』（以下フリーランス法という。）が令和6年11月1日から施行されます。

「フリーランス法が施行されるとシルバー会員は何が変わるの？」
センターからスマホやパソコンへ就業条件明示書をお送りすることになりますが

「就業の仕方は変わりません！」

フリーランス法は「フリーランスで働く人(シルバー会員を含む)が安心して働ける環境づくりのための法律」であるため、仕事の発注者側(シルバー人材センター)に対応が求められます。

《センターの責務は》

就業会員に対して条件の明示をする義務が発生します。そこでセンターから就業対象会員に対して就業条件明示書を作成し、明示します。

《就業条件明示書とは》

就業条件明示書に記載する主な内容は以下のとおりです。

- 1) 発注者の氏名等
- 2) 業務委託した日(手配日)
- 3) 提供される役務(受注件名、仕事の内容)
- 4) 役務の提供を受ける場所(就業場所)
- 5) 役務の提供を受ける期間(就業期間)
- 6) 報酬の額(配分金等)及び支払いの期日



《どのようにして明示するの?》

全シ協からの指導により「Smile to Smile」で会員へ明示します。

《「Smile to Smile」ってなに?》

センターから会員への就業情報やお知らせ、配分金明細などスマホやパソコンで受けられるシステムです。(接続料金等は会員負担になります。)

《「Smile to Smile」への接続はどうすればできるの?》

接続するには登録が必要です。

